

○厚生労働省告示第四百六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項の規定に基づき、薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十一月二日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第一に次のように加える。

1074 陰圧創傷治療システム

附 則

第一条 薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の改正規定中 「1074 可使用可能な非視力矯正用色付コンタクトレンズ」を「1075 可使用可能な非視力矯正用色付コンタクトレンズ」に改める。
1075 可使用可能な非視力矯正用色付コンタクトレンズ」を「1076 可使用可能な非視力矯正用色付コンタクトレンズ」に改める。

附則第二条第一項中「別表第一の1074及び1075」を「別表第一の1075及び1076」に改める。

第二条 薬事法施行規則第六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正

用レンズの一部を改正する件（平成二十一年厚生労働省告示第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

本文の改正規定中「別表第一の
1074 及び
1075」を「別表第一の
1075 及び
1076」に改める。